

自動録音機能付電話等購入事業について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、高砂市では、令和6年4月より、特殊詐欺防止対策として、自動録音機能付電話等の購入補助を行う、「自動録音機能付電話等購入事業」を開始しています。

補助対象者の方が、貴販売店へ購入に訪れた際は、以下の点について、ご協力をお願いします。

記

●補助対象者

- ・申請時点で高砂市内にお住まいの65歳以上の方(上記の方と同居されている方の申請も可能)
- ・1世帯1回まで

1 補助の対象となる電話機等について

●着信前自動警告機能及び自動録音機能の両方を備える機器

着信前自動警告機能	呼び出し音が鳴る前に自動で相手に対し通話を録音する等の警告メッセージを流す機能
自動録音機能	通話内容を自動で録音する機能

※不明な場合は、高砂市危機管理室まで、お問い合わせください。

2 補助対象額

- 固定電話 10,000円(上限)
- 外付け機器 5,000円(上限)

※ポイントを使用して支払いされた場合、ポイント使用分は対象外。

※修理、点検、消耗品の交換、電気代、設置、配送に係る経費は対象外です。

3 書類の交付

補助事業の申請に必要な以下の書類の交付をお願いします。

- 領収書(レシート):販売した機種名、購入日、金額、販売店名が分かるもの
- 販売した機器のカタログ等(補助対象機器の条件である機能の確認のため)

4 問い合わせ先

高砂市役所 総務部 危機管理室 079-443-9008